

令和8年度空港臨海部における
水素パイプライン等による
水素供給体制構築に向けた
実現可能性調査(フィジビリティスタディ)・予備設計等

公募要領

東京都 産業労働局 産業・エネルギー政策部
新エネルギー推進課

1 目的

東京都（以下「都」という。）は、2050年までに世界のCO₂排出量の実質ゼロに貢献する脱炭素社会の実現を掲げ、2030年までに温室効果ガス排出量を50%削減するカーボンハーフを目指した取組を加速している。

脱炭素社会の実現に向け、水素利活用を広げていくためには、需要に見合う水素を確保する必要があり、このためには都内における水素製造、国内からの水素調達を進めるとともに、海外水素の調達が重要となる。

これらを踏まえ、今後、増大することが見込まれる都内の水素需要に対応した水素パイプラインの敷設等を伴う大規模な水素供給体制の構築を推進していく必要がある。

そこで、国、関係者等の動向を踏まえ、空港臨海部における水素パイプライン敷設等による大規模な水素供給・水素利用に向けた検討を主導的に進めることを目的に、実現可能性調査（フィージビリティスタディ）、予備設計等を都と共同で実施する事業者を募集する。

2 概要

(1) 名称

令和8年度空港臨海部における水素パイプライン等による水素供給体制構築に向けた実現可能性調査（フィージビリティスタディ）・予備設計等

(2) 概要

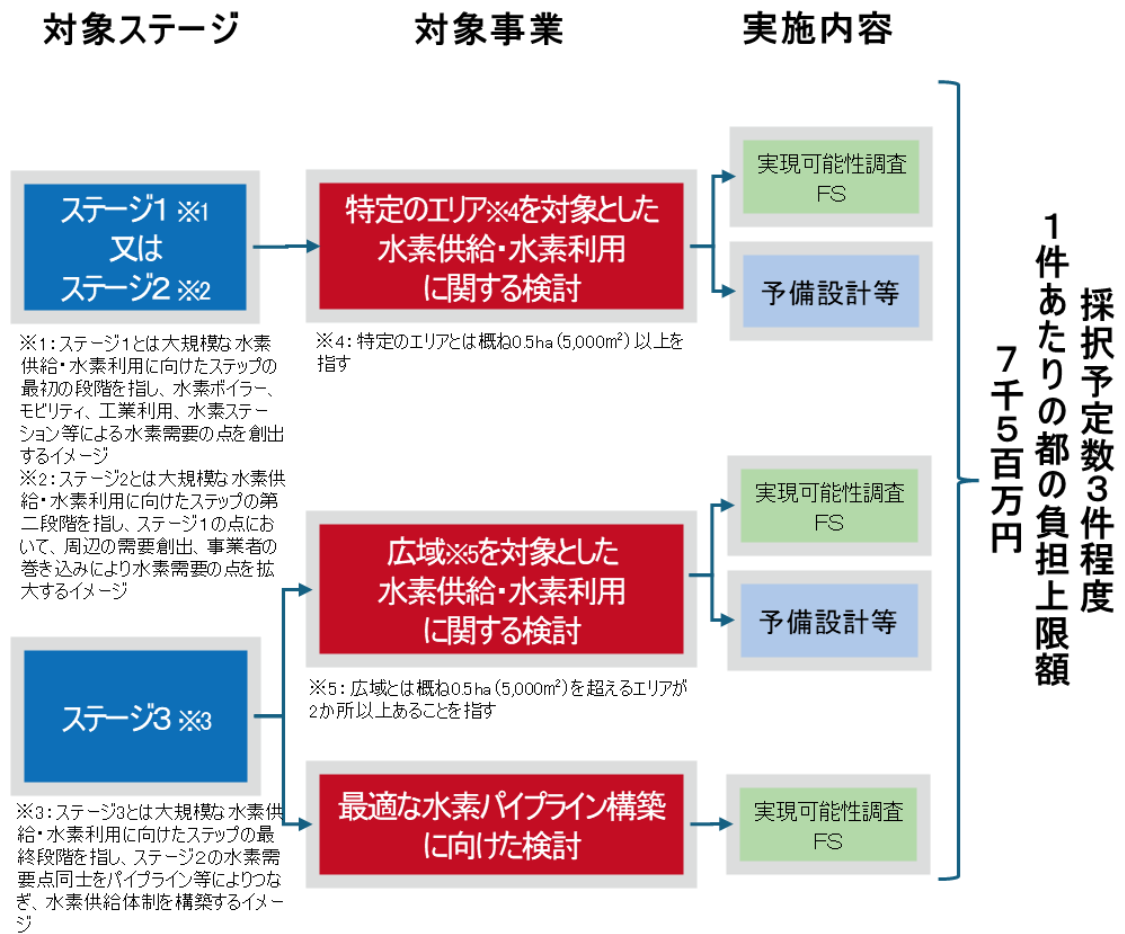
都は「東京におけるパイプラインを含めた水素供給体制検討協議会」において、空港臨海部における水素パイプライン敷設等による大規模な水素供給・水素利用に向けたステップとして、次の3つのステージを示している。

ステージ1 (点をつくる)	水素ボイラー、モビリティ、産業利用、水素ステーション等による水素需要の点を創出
ステージ2 (点を大きくする)	ステージ1の点において、周辺の需要創出、事業者の巻き込みにより水素需要の点を拡大。
ステージ3 (点をつなぐ)	ステージ2の水素需要の点同士をパイプライン等によりつなぎ、水素供給体制を構築

これらの各ステージにおける実現可能性調査（フィージビリティスタディ、予備設計等（以下「本F S」という。））を都と共同で実施する。

(3) 実施期間

[4\(5\)](#)に定める協定を締結した日から令和9年3月31日まで



(4) 都が負担する経費

ア 予算及び採択予定件数

本F Sの予算、採択予定件数及び1件あたりの負担上限額は、以下のとおり。

- ・ 予算：200,000千円
- ・ 採択予定件数：3件程度
- ・ 1件あたりの負担上限額：75,000千円

イ 対象経費

本F Sの実施に際し、対象となる経費は次の条件に合致する下表に掲げる経費とし、千円未満の端数が生じる場合にあっては、その端数金額を切り捨てるものとする。

なお、消費税、振込手数料等の間接経費は対象経費に含まれない。

- ・ 本F Sに必要な経費であること。
- ・ 事業期間内に契約、履行又は取得、支払が完了した経費であること。
- ・ 使途、単価、規模等の確認ができ、本F Sに係る経費として明確に区分できる経費であること。

費目		内容
人件費		<ul style="list-style-type: none"> 人件費は、パート・アルバイトを含む当該本F Sに直接従事する者の直接作業に要する時間に対して支給される給与を計上する。
事業費	旅費	<ul style="list-style-type: none"> 本F Sに直接必要な国内出張及び海外出張に係る交通費、宿泊費、日当等の経費を計上する。 経費の算出に当たっては、事業者の内部規程等によることとする。 出張が本F S以外の事業と一連のものとなっており、本F S以外の事業に係る経費が存在する場合は、本F Sに係る部分とその他の事業に係る部分に区分し、本F Sに係る経費のみを計上する。 事業者においては本F Sに係る経費についての出張であることが明確に判別できるように出張命令等の関係書類を整理することとする。
	設備 備品費	<ul style="list-style-type: none"> 備品は、取得価格が100,000円以上の物品であって消耗品に該当しないものをいう。 なお、本F Sの実施に必要な設備・備品は、原則としてリースやレンタルにより調達すること。
	消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> 取得価格が100,000円未満の物品に係る経費。 取得価格が100,000円以上の物品であっても、おおむね2年程度の反復使用に耐えない物品、破損しやすい物品、又は事業の終了をもってその用を足さなくなる物品は、消耗品として構わない。(試薬、消耗実験器具、消耗部品、ソフトウェア、試作品等)
	印刷 製本費	<ul style="list-style-type: none"> 本F Sに直接必要な検討会資料等の印刷物、報告書の製本等に係る経費を計上する。
	通信 運搬費	<ul style="list-style-type: none"> 本F Sに直接必要な物品等の運搬費用、郵便料、データ通信料等に係る経費を計上する。(電話料、ファクシミリ料、インターネット使用料、宅配便代、郵便料等) 通信運搬費として計上する経費は本F Sに直接必要であることが証明することができるものとし、事業者において本F S以外の事業でも使用している電話等の料金については

		一般管理費に含むものとする。
	借料及び損料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業に直接必要な機械器具類等のリース・レンタルに係る経費又は本F Sを実施するにあたり直接必要となる物品等の借料を計上する。 ・ リース等により調達した物品は本F Sのみに使用することとし、(本F Sのみに使用していると認められない部分の経費については一般管理費に含むこととする。)リース料等については、本F Sの事業期間中のリース等に要する費用のみ計上できることとする。
	光熱水費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本F Sに直接必要な電気・水道・ガス料金等の光熱水費。 ・ 光熱水費として計上する経費は本F Sに直接必要であることが証明することができるものとし、事業者において本F S以外の事業でも使用している費用については一般管理費に含むものとする。
	雑役務費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本F Sの主たる部分の実施に付随して必要となる諸業務に係る経費(本F Sに必要な機器のメンテナンス費、分析費、速記料、通訳料、翻訳料等)を計上する。 ・ 一般管理費を含むものは、一般管理費の算定根拠から除くこと。
	外注・委託費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本F Sを行うために必要な経費のうち、事業者が直接行うことのできない業務、直接行うことが適切でない業務を他者へ委任して行わせるために必要な経費を計上する。
	一般管理費	<p>本F Sを行うために必要な経費のうち、本F Sに要した経費としての特定が難しいもの経費。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般管理費率は、事業者の内部規程等で定める率又は合理的な算出方法により算出したと認められる率を使用することを原則とする。

※ 上記に含まれない経費であっても、本F Sに必要と認められる経費については、支払いの対象となる。具体的な対象経費は[4 \(5\)](#)に定める協定により決定する。

3 実施内容

本F Sでは、次の(1)から(3)までに記載する様々な事業者に広く裨益する空港臨海部における水素パイプライン敷設等による大規模な水素供給・水素利用に向けた実現可能性調査(F S)、予備設計等を対象事業とする。公募に参加する者(以下「応募者」とい

う。) は(1)から(3)までのうちいずれかを選択して応募すること。

(1) 空港臨海部の特定のエリアを対象とした水素供給・水素利用に関する検討

空港臨海部において、特定のエリア（概ね0.5ha（5,000㎡）以上）において2(2)ステージ1（点をつくるステージ）又はステージ2（点を大きくするステージ）に関する実現可能性調査（FS）、予備設計として、次の①から④までの内容を参考に検討を実施すること。

なお、記載内容のとおり実施する必要はないが、提案書及び報告書において、これらに準じた内容を示すこと。

- ① 空港臨海部における水素供給及び利用に係る計画概要作成
- ② 空港臨海部における水素供給及び水素利用に向けた詳細検討

<p>②-1 水素供給に向けた詳細検討</p> <ul style="list-style-type: none">・ 関連するプレイヤー等の具体化・ 国内外の状況整理・ 実現可能性、時期、影響を及ぼす外的要因等の検討・ 供給する水素の調達方法・ 実証フェーズ、本格利用フェーズ等の並行検討・ 適用法令、基準の整備状況・ 配管仕様、工法、工期等・ 費用・期間の試算・ 水素利用先に応じた中間貯蔵設備、減圧設備等の検討	<p>②-2 水素利用に向けた詳細検討</p> <ul style="list-style-type: none">・ 利用事業者の選定、水素需要量・CO₂排出量削減量の推計・ 水素利用設備導入に向けた仕様検討・ 水素利用者が求める条件（圧力、量、純度）、課題等の検討・ 水素利用設備導入による既存設備の切替えコスト等の比較・ 水素利用者が許容可能な水素価格の検討
--	---

- ③ ビジネスモデルの検討
 - ・ 費用回収スキーム検討
 - ・ 事業者ヒアリング
- ④ ロードマップの検討
 - ・ 近隣自治体等の動向
 - ・ 実現に向けた課題、不確定要素等の検討

(2) 空港臨海部の広域を対象とした水素供給・水素利用に関する検討

空港臨海部において、広域（概ね0.5ha（5,000㎡）を超えるエリアが2か所以上あるもの）において2(2)ステージ3（点をつなぐステージ）に関する実現可能性調査（FS）、予備設計等として、次の①から④までの内容を参考に検討を実施すること。

なお、記載内容のとおり実施する必要はないが、提案書及び報告書において、これらに準じた内容を示すこと。

- ① 空港臨海部における水素供給及び利用に係る計画概要作成
- ② 空港臨海部における水素供給及び水素利用に向けた詳細検討

<p>②-1 水素供給に向けた詳細検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関連するプレイヤー等の具体化 ・ 国内外の状況整理 ・ 実現可能性、時期、影響を及ぼす外的要因等の検討 ・ 供給する水素の調達方法 ・ 実証フェーズ、本格利用フェーズ等の場合分けをした検討 ・ 適用法令、基準の整備状況 ・ 配管仕様、工法、工期等 ・ エリア間の接続に関する検討 ・ 費用・期間の試算 ・ 水素利用先に応じた中間貯蔵設備、減圧設備等の検討 	<p>②-2 水素利用に向けた詳細検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用事業者の選定、水素需要量・CO₂排出量削減量の推計 ・ 水素利用設備導入に向けた仕様検討 ・ 水素利用者が求める条件（圧力、量、純度）、課題等の検討 ・ 水素利用設備導入による既存設備の切替えコスト等の比較 ・ 水素利用者が許容可能な水素価格
--	--

- ③ ビジネスモデルの検討
 - ・ 費用回収スキーム検討
 - ・ 事業者ヒアリング
- ④ ロードマップの検討
 - ・ 近隣自治体等の動向
 - ・ エリアごとの検討
 - ・ 実現に向けた課題、不確定要素等の検討

(3) 空港臨海部全域における最適な水素パイプライン構築に向けた検討

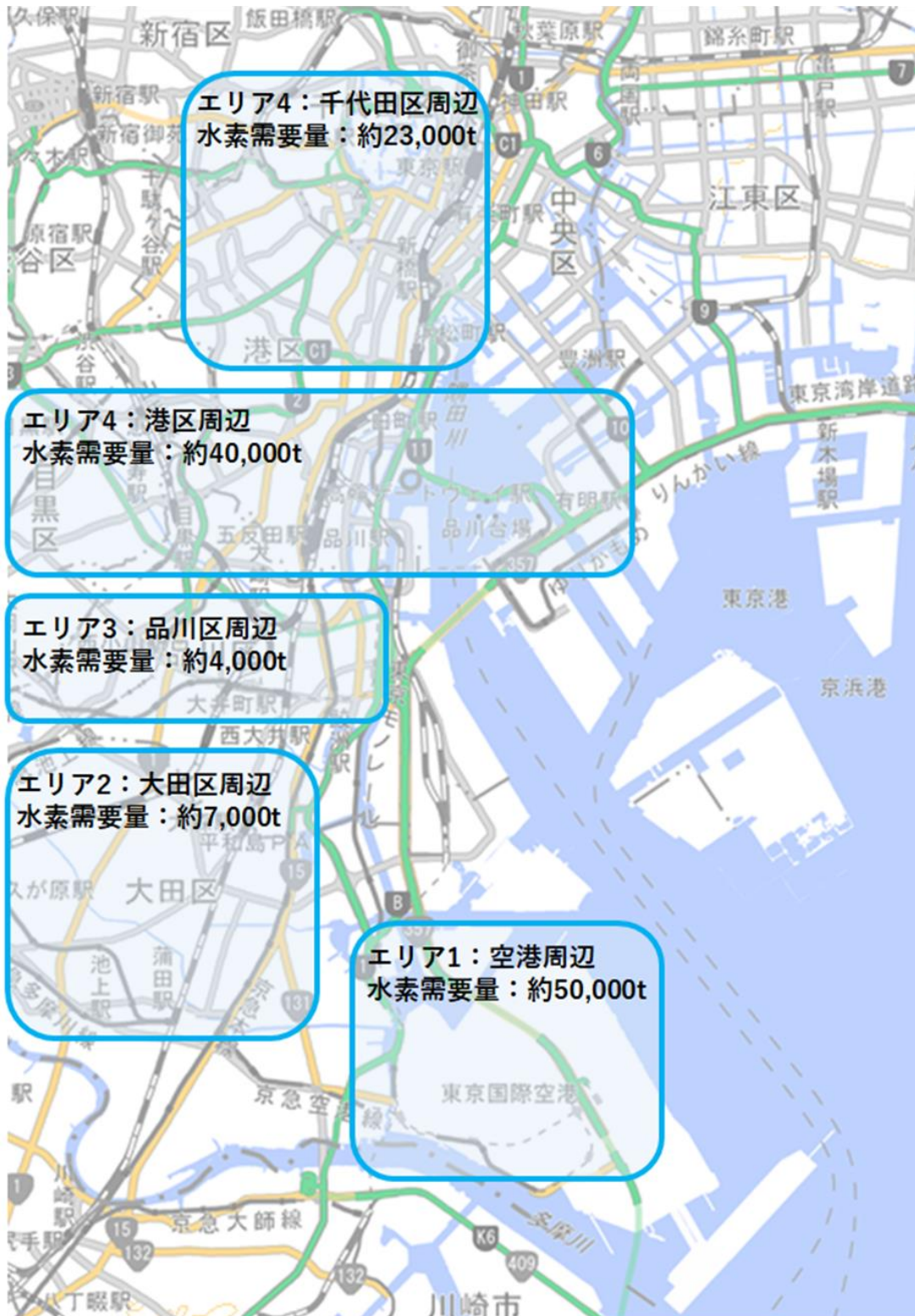
次の図に示す各エリアの年間水素需要量（令和6年度に実施したF S結果による）を参考に、この需要を満足させる空港臨海部全域への2 (2) ステージ3（点をつなぐ）に関する最適な水素パイプラインに係る実現可能性調査（F S）、予備設計等を次の①から④までの内容を参考に実施すること。

各エリアの想定需要量及び供給条件等については、4 (5) の協定締結後、都と協議の上で設定することとする。

なお、水素パイプラインの始点は近隣自治体の状況を踏まえた上で提案書提出時に提案すること。また、水素は、必要な量が十分に調達可能と仮定して差し支えない。

(参考)

空港臨海エリアにおける2050年における年間水素需要量
(令和6年度調査結果からの推計値)



(出典) 地理院地図
https://maps.gsi.go.jp/index_m.html#12/35.634977/139.881020/&base=pale&ls=pale&disp=1&vs=c1g1j0h0k0l0u0t0z0r0s0m0f1
を基に東京都が作成

①各エリア間をつなぐ水素パイプラインの検討※

※ 各エリア間を結ぶ幹線を対象とし、エリア内で各所へ供給する支線は、検討の対象外とする。ただし、幹線から支線への切り替え部分に係る検討は行うこと。

- ・ 国内における水素パイプラインの実証事例調査
- ・ 都市ガスパイプラインの事例調査
- ・ 適用法規の検討
- ・ 供給する水素(圧力、純度、量等)に係る検討
- ・ 事業者ヒアリング
- ・ 地下埋設物状況調査を含む詳細なルート・施工方法検討
- ・ 水素パイプラインの仕様検討
- ・ 必要な諸手続き、適用法令調査

②ビジネスモデルの検討

- ・ 費用回収スキーム検討
- ・ 事業者ヒアリング

⑤ ロードマップの作成

- ・ 近隣自治体等の動向
- ・ エリアごとの検討
- ・ 実現に向けた課題、不確定要素等の検討

4 進め方

(1) 公募と選定

都は、「[3 実施内容](#)」を次に示すスケジュールに従い公募する。応募者は、「[3 実施内容](#)」を基に実施する調査等（以下「応募内容」という。）に関する提案書を作成し、期限までに都へ提出する。都は、提出のあった提案書を審査し、採択となった応募者と協定を締結する。

公募要領等の公表	令和8年5月18日（月曜日）午後2時
質問の受付	令和8年5月18日（月曜日）午後2時から同年5月27日（水曜日）午後5時まで
質問への回答	令和8年5月29日（金曜日）午前10時
提案書の提出	令和8年5月29日（金曜日）午前10時から同年6月25日（木曜日）午後5時まで
プレゼンテーション 及び審査会	令和8年6月下旬（予定）
審査結果通知	令和8年7月上旬（予定）

(2) 質問について

本公募についての質問は、様式3により自治体専用デジタル化総合プラットフォーム

「LoGo フォーム」から提出すること。URL及び詳細な提出方法については、東京都産業労働局のホームページへ掲載する。電話や訪問等による問合せについては対応しない。

質問への回答は、東京都産業労働局のホームページ上に掲載し、原則として個別回答は実施しない。

(3) 提案書の作成について

「[5 応募方法](#)」に記載する内容に基づき提案書を作成し、令和8年6月25日（木曜日）午後5時までに提出すること。

(4) 提案書の審査

審査会において、提出された提案書及び応募者のプレゼンテーションを基に審査を実施し、採択する。（詳細は「[6 応募に関する審査等](#)」に記載）

(5) 協定の締結

都は、前項で採択した応募者（以下「採択事業者」という。）と調査等の期間、内容、体制、スケジュール、役割分担、費用負担等に係る協定（以下「協定」という。）を締結し、事業を実施する。都が負担する経費については[2\(4\)](#)に記載する金額を上限として、協定で定める。

(6) 報告書の提出

都と協定を締結した者は、協定に定めるところにより、令和9年3月31日までに報告書を提出すること。

(7) 費用の支払い

採択事業者は、当該年度に要する経費が確定した後、協定に定めるところにより都に対して経費を報告すること。都は、報告を基に経費の額を確定し、その後、採択事業者からの請求に基づき支払う。

(8) 東京におけるパイプラインを含めた水素供給体制構築検討協議会への情報共有

本F Sの実施目的である将来的な水素需要の拡大、大規模な水素供給体制構築に向けた取組み推進のため「東京におけるパイプラインを含めた水素供給体制構築検討協議会」構成企業等へ本F Sでの実施内容について、必要に応じて情報提供を行うとともに、東京都産業労働局ホームページ等でも進捗状況等を公表することとする。

なお、上記の情報提供等は、内容を事前に都と採択事業者との間で十分に調整した上で行う。

5 応募方法

(1) 要件

応募者は、単独の事業者又は複数の事業者で構成されたグループであり、次に掲げる要件のいずれにも該当しないこと。

なお、グループで応募する場合は、代表企業を定め、代表企業が応募することとし、その全ての構成企業が、次に掲げる要件のいずれにも該当しないこと。

ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている

- 者又は申立てをされている者
- イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをされている者
- ウ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号及び第 2 項各号の規定のいずれかに該当する者
- エ 東京都競争入札参加有資格者指名停止等取扱要綱（平成 18 年 4 月 1 日付 17 財経総第 1543 号）に基づく指名停止又は競争入札参加資格の取消しの期間中である者
- オ 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- カ 暴力団等（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）
- キ 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員もしくは構成員に暴力団員等に該当するものがある者
- ク 東京都契約関係暴力団等対策措置要綱（昭和 62 年 1 月 14 日付 61 財経庶第 922 号）第 5 条第 1 項の規定に基づく排除措置の期間中である者
- ケ 税金の滞納があるもの、刑事上の処分を受けたものその他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められないもの

(2) 提出書類

応募者は次の書類のア及びイを作成し令和 8 年 6 月 25 日（木曜日）午後 5 時まで都に提出すること。また、添付書類として、ウからキまでの書類を各 1 部提出すること。

ア 参加申込書（様式 1）

イ 事業者提案書（様式 2）

以下の内容を盛り込み、A 4 用紙 15 ページ以内（表紙含まず）とすること。

なお、応募内容で実施しない部分は含む必要はない。また記載順序は問わない。

- ・ 会社の紹介
- ・ 財務状況
- ・ 応募内容に関するこれまでの実施状況（既に F S 等実施している場合はその概要を示すこと。）
- ・ 応募内容実施体制
実施体制を示すこと。グループで応募する場合、役割分担を明確化すること。
- ・ 応募内容実施計画
実施計画（案）を作成すること。
- ・ 応募内容実施内容

[「3 実施内容」](#)を基に、応募内容実施する具体的な内容等を示すこと。

- ・ 費用（必要経費）
必要経費（概算）を示すこと。
- ウ 会社概要（様式自由、会社パンフレット等）
- エ 法人の登記事項証明書
- オ 定款又は寄付行為（写し）
- カ 印鑑証明書（原本）
- キ 納税証明書（法人事業税及び法人住民税）（直近1か年分）

(3) 提出方法及び提出先

提出方法

以下のいずれかにより提出すること。

オンライン提出	自治体専用デジタル化総合プラットフォーム「LoGo フォーム」から提出。URL及び詳細な提出方法については、東京都産業労働局のホームページへ掲載する。
書面提出	郵送又は持込み。郵送、持込で提出する場合、 5(2) ア及びイのPDF形式の電子ファイルを記載したCD-R又はDVD-Rを提出すること。 <提出先>
	〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎20階中央 東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課

(4) 免責事項、注意事項等

応募者は、採択事業者となった場合、次に掲げる事項について了承した上で応募を行うこととする。

ア 採択事業者は、実施する業務について全ての責任を負うものとする。

イ 採択事業者は、都が事業の適切な遂行を確保する必要があると認めたときに、実施する営業所等への立入り、帳簿書類その他の物件の調査及び関係者への質問に応じること。

ウ 都が事業の適切な遂行に当たり改善の必要を認めた場合は、協議の上、具体的な改善策を実施すること。

6 応募に関する審査等

(1) 審査方法

提出された提案書及び応募者によるプレゼンテーションを基に、令和8年度空港臨海

部におけるパイプライン等による水素供給体制構築に向けた検討事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、次表に掲げる審査項目ごとに審査内容及び審査の視点に基づき厳正に審査し、総合的に評価する。

なお、審査の視点に記載の内容は加点要素であり、全て満たす必要はない。審査委員会では、審査の視点を基に審査内容ごとに総合的に評価する。

	審査項目	審査内容	審査の視点
1	応募者	財務状況	<ul style="list-style-type: none"> ・応募内容を着実に遂行するために必要な経営基盤を有しているか。
		実績等	<ul style="list-style-type: none"> ・応募者は、応募内容遂行のために必要な知見や実績を十分に有しているか。 ・応募者は、積極的に水素に関する取組を実施しているか。 ・応募者における長期計画等に組み込まれているか。 ・脱炭素に貢献する取組や対策等を行っているか。
2	実施内容	都内における水素エネルギー普及拡大への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・応募内容は、水素の供給、利用、それぞれの視点を踏まえた内容となっているか。 ・応募内容の実施は他の事業者の巻き込みを期待できるものとなっているか。もしくは、既に複数の事業者と協力した体制となっているか。 ・空港臨海エリアにおける水素エネルギー活用促進につながるものとなっているか。 ・応募事業応募内容は、都内他地域及び社会全体の水素普及拡大につながるものとなっているか。 ・応募事業応募内容は、他の事業者への波及効果があり、都に還元されるものとなっているか。
		妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・応募内容は、都、国、自治体等の計画などを踏まえた適切なものとなっているか。 ・応募内容の内容は、国内外の技術動向を踏まえたものとなっているか。 ・応募内容は、新規性、独自性といった観点において、既存の取組との差別化がなされており、優位性等が示されているか。 ・応募内容は東京都の特性等踏まえたものとなっているか。
		実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・応募内容に関連した取り組みをこれまでに実施しているか。 ・応募内容は、事前の調査、F S等を踏まえた内容となっているか。

			<ul style="list-style-type: none"> ・応募内容の実施に必要な技術・ノウハウ・課題等を明確に捉えられているか。 ・応募内容は具体化されており、今後、実現の場合があるものとなっているか。 ・応募内容は先進性が高く、社会的意義のあるものとなっているか。
3	実施体制	実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・実効性のある現実的な実施計画が立てられているか。
		実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業の実施に際し、必要な人員が確保されているか。 ・実施体制において役割分担が明確であり、各プレイヤー間で連携が取れる体制となっているか。 ・専門的な知見の提供等を受けるための体制が構築されているか。
		費用	<ul style="list-style-type: none"> ・必要経費が具体的に明示されているか。 ・不要な経費を含まず、妥当な積算となっているか。

(2) 審査結果の通知

ア 審査の結果は、応募者全員に対して書面により個別に通知する。

イ 都は、審査結果について、採択事業者の名称を東京都産業労働局ウェブサイトで公表する。公表項目は、採択事業者名及び評価結果とする。採択事業者以外の参加者については、評価結果のみの公表とし、事業者名は公表しない。

7 著作権及び提出書類等の取扱い

(1) 応募者から提出された提案書等の著作権について

応募者から提出された提案書等の著作権は、提出した応募者に帰属するものとし、提案書等の作成に当たり利用許諾を得ずに第三者の著作物を使用した場合等の責めは、全て応募者に帰することとする。

(2) 応募者から提出された提案書等の使用について

都は、応募者から提出された提案書等について、採択事業者の選定に関してのみ使用する。また、審査及び実施団体の選定に必要な限度で応募者の承諾を得ずに無償で複製又は使用をすることができるものとする。

なお、提出された提案書等は返却しない。

8 その他

(1) 応募に係る費用

本公募の応募に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

(2) 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、別紙1「個人情報に関する特記仕様」を遵守すること。

9 本公募全般に関する問合せ先

本公募に関する問合せは、次の担当へ電子メール又は電話で行うこと。ただし、審査の経過等に関する問合せには応じない。

東京都産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課

E-mail : S0291503@section.metro.tokyo.jp

電話番号（直通）：03-5000-7989